

議員提出議案第8号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和元年9月12日

提出者 西東京市議会議員 中 村 すぐる

賛成者 西東京市議会議員 森 しんいち

賛成者 西東京市議会議員 納 田 さおり

賛成者 西東京市議会議員 田村 ひろゆき

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなって仕事や社会生活に困る加齢性難聴者がふえています。最近では、加齢性難聴は、日常生活を不便にし生活の質を落とすだけでなく、うつ病や認知症の原因になることが指摘されています。加えて、家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかなくなる、背後からの車両の接近に気づけなくなるなど、対人関係の悪化や交通事故に遭いやすくなるなどが懸念されています。

日本の難聴率は欧米諸国と比べ大差はありません。しかし、補聴器使用率については、欧米諸国と比べると、日本の補聴器使用率は低く、日本での補聴器の普及が求められています。

補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円～20万円であり、保険適用ではないため、全額自費となります。身体障害者福祉法第4条に規定される身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により原則1割負担で取得できますが、その対象者はわずかです。

補聴器購入者の約9割は自費で購入しており、「高額のために買うのを諦めた」などの声も上っています。特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っています。

補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、うつ病や認知症の予防や交通事故防止、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

よって西東京市議会は、政府に対して、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を早急に求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 月 日

西東京市議会議長 田 中 のりあき

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣